建設業　社会保険加入は待ったなし！②

一般社団法人　名北労働基準協会　ホワイト企業推進本部
労働保険・社会保険コンサルタント
社会保険労務士　福田博司

今回は、建設業に従事する人の適正な社会保険加入に関して、「社会保険」について考えていきましょう。

社会保険は、労働者が安心して働くための制度です。

我が国の社会保障制度として、「国民皆保険」「国民皆年金」という言葉のように、本人の意思にかかわらず、全ての国民が『医療保険』、一定年齢以上の国民については『年金制度』に加入しなければなりません。法律で国民の加入が義務付けられている保険制度には、

◎医療保険＝健康保険、介護保険、国民健康保険等

◎年金保険＝厚生年金保険、国民年金

◎雇用保険

◎労災保険

があります。

そして医療、年金、雇用の各保険は、企業ごとに加入することになっており、これらは事業主や労働者の意思にかかわらず、〝適用事業所が必ず加入しなければならない〟制度となっています。

具体的に見ていきましょう。

『医療保険』は、病気等で病院にかかった際に医療費が発生するリスクに対して、一定の自己負担だけで治療を受けられるようにするものです。

『年金保険』は、歳を取って働くことができない場合や、障害の状態になった場合、万一亡くなられた場合の遺族に対する保障等、収入がなくなるリスクに対して、給付を受けられるものです。

『雇用保険』は、失業して収入がなくなるリスクに対して、生活を安定させ就職活動ができるよう一定期間手当の給付を受けることができ、また事業主は労働者の失業予防措置をした場合事業主助成を受けられるものです。「労災保険」は、業務中や、通勤時の傷病リスクに対して、療養費用等の支給を受けられるものです。つまり、生活をしていく上での、さまざまなリスクに対する備えとして、公的制度ができています。

建設業において、これらの社会保険にまだ加入していない企業・労働者は、下請を中心に多数存在しています。労働者にとって、自社が社会保険に未加入の場合、公的な保障が確保されていないことになります。

社会保険の適用・加入は、事業主の義務であり、未加入の場合は通報等により加入指導が行われ、それでもまだ未加入の場合は、立入調査等での行政職権により2年間の遡及適用を受け、保険料が徴収され、延滞金も発生します。零細な末端建設業者にとってはまさに死活問題なのです。

それでは、建設業における適正な社会保険加入とはどういった保険でしょうか？　上記に一覧をまとめています。法人は「表1」、個人事業主は「表2」になります。

みなさんご理解いただけましたか？　適切な社会保険に加入していますか？　もう一度確認してください。

次回は、社会保険加入に関して問題となる「請負事業者（一人親方）と労働者の違い」について具体的に説明します。

（表1）建設業における社会保険の適用（法人）

事業場の形態	常用労働者数	就労形態	労災保険 ＊現場労災	雇用保険	健康保険	年金保険
法人	1人～	常用労働者	元請一括	雇用保険	協会けんぽ等	厚生年金保険
	―	日雇い労働者	元請一括	日雇い雇用保険	国民健康保険又は協会けんぽ等	国民年金
	―	役員等	特別加入		協会けんぽ等	厚生年金保険

（表2）建設業における社会保険の適用（個人事業主）

事業場の形態	常用労働者数	就労形態	労災保険 ＊現場労災	雇用保険	健康保険	年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	元請一括	雇用保険	協会けんぽ等	厚生年金保険
	1人～4人	常用労働者	元請一括	雇用保険	国民健康保険	国民年金
	―	日雇い労働者	元請一括	日雇い雇用保険	国民健康保険又は協会けんぽ等	国民年金
	―	事業主一人親方	特別加入		国民健康保険	国民年金